

# 高齢者施設・障害者施設の職員への集中的検査

## 目的

高齢者施設・障害者施設※へ抗原定性検査キットを配布し、施設職員の検査を集中的に実施することで、陽性者を把握し、施設利用者への感染拡大を防止する。

## 検査対象者

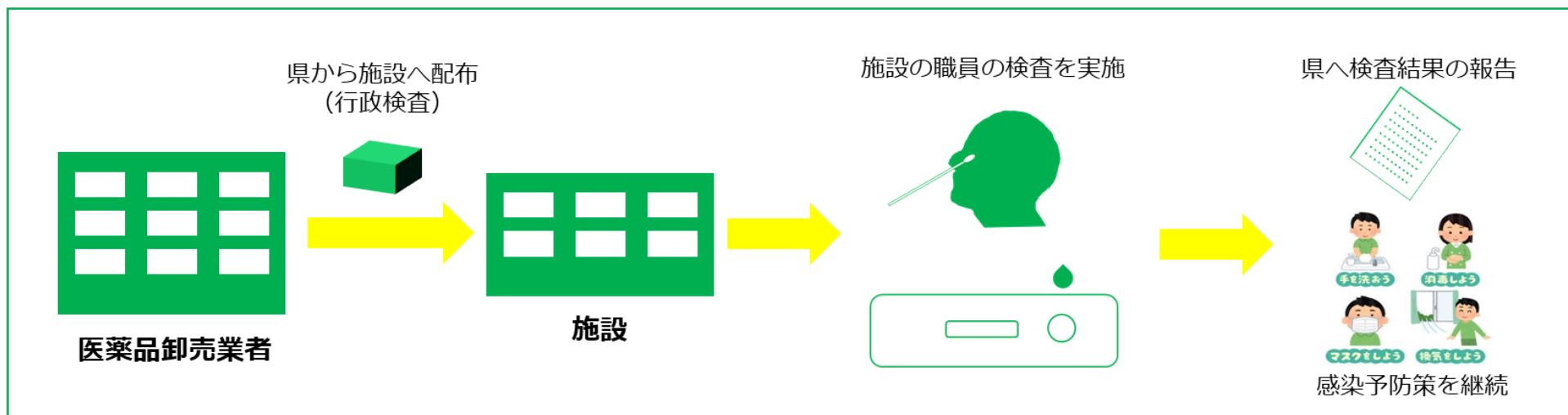
県内の高齢者施設及び障害者施設の職員（約61,000人）

## 実施内容

- ・ 県から、入所系及び通所系の高齢者施設・障害者施設へ抗原検査キットを8月上旬に配布する。
- ・ 各施設は、抗原定性検査キットを受領後、8月中に全6回の検査を職員に対して実施する。
- ・ 全6回の検査終了後、検査状況（検査キット使用数、陽性判定数）を県へ報告する。

## 留意事項

- ・ 本検査で陽性となった際には、当該施設においては、勤務シフトの調整等、組織的な対応を実施する。
- ・ なお、本検査結果は、陰性が証明されていることではないことに留意する。



### ※対象となる施設

- ・ 高齢者施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護
- ・ 障害者施設：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、共同生活援助、生活介護、計画相談支援、自立訓練、障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、短期入所、施設入所支援、障害時相談支援、保育所等訪問支援、就労継続支援A・B型、就労移行支援、放課後等デイサービス